



# 山形県公報

令和4年7月29日(金)  
第325号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 訓令

○職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……745

### 告示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……746
- 種畜証明書の交付の通報……………(畜産振興課) ……747
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……751
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……752
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 公告

- 廃業等の届出に基づく建設業の許可の取消し……………(建設企画課) ……同
- 令和4年度山形県の特定役務(建設工事)の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告……………(同) ……763
- 一般競争入札の公告……………(道路整備課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……768
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(教育庁) ……771
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……同
- 同……………(同) ……同

## 訓令

### 山形県訓令第10号

庁 中  
出 先 機 関

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程(昭和55年11月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は庄内総合支庁産業経済部水産振興課」を「若しくは健康福祉部コロナ収束総合企画課又は庄内総合支庁産業経済部水産振興課」に、「若しくは東京事務所」を「、東京事務所若しくは保健所」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
(山形県職員服務規程の一部改正)
- 2 山形県職員服務規程(昭和37年4月県訓令第18号)の一部を次のように改正する。  
第6条第2項中「又は庄内総合支庁産業経済部水産振興課」を「若しくは健康福祉部コロナ収束総合企画課

又は庄内総合支庁産業経済部水産振興課」に、「若しくは東京事務所」を「、東京事務所若しくは保健所」に改める。

## 告 示

### 山形県告示第622号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形農業協同組合

代表理事組合長 岡崎 輝明

山形市旅籠町一丁目12番地35号

- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
高橋 広行 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和4年7月1日
吉田 邦弘 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 隆一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山口 正昭 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 俊一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
樋口 彰史 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
古内 拓己 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
笹原 宏之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
秋葉 達也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
土屋 弘之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
井上 信一郎 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
結城 直人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山川 喜与一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
東海林 賢一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
熊谷 徹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

屋島 正人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
板坂 和広 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
五十嵐 裕平 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
寒河江 章 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
渡辺 和則 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
齋藤 恭宏 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
	坂本 健一 玄米、小麦、大豆、そば	
	柏倉 聖之 玄米、小麦、大豆、そば	
	朝倉 史貴 玄米、小麦、大豆、そば	

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社アグレスト  
代表取締役 土井 信治  
酒田市北仁田字川除90番地

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
土井 信治 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和4年7月29日
加藤 治彦 もみ、玄米	同 左		
三浦 昌樹 玄米	同 左		
	高山 正樹 玄米		
	遠田 港 玄米		

山形県告示第623号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

令和4年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称 (氏 名)
10245886001	牛	黒毛和種	満 開 1 (全和黒原5448)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産研究所
10840803557	同	同	幸 花 久 (全和黒14991)	同	同
10840803915	同	同	神 安 平 (全和黒14992)	同	同
11415411504	同	同	福 福 照 (全和黒原5881)	同	同
11351294988	同	同	冬 景 21 (全和黒原5953)	同	同
11353388814	同	同	美 結 喜 (全和黒原6022)	同	同
11527804683	同	同	翼 満 開 (全和黒原6126)	同	同
11432620422	同	同	幸 紀 陸 (全和黒原6206)	同	同
11372427792	同	同	美 勝 喜 (全和黒原6253)	同	同
11385295593	同	同	福 秀 165 (全和黒15517)	同	同
11341001787	同	同	美 津 勝 桜 (全和黒15714)	同	同
11569111589	同	同	丸 藤 3 (全和黒原6391)	同	同
11569111763	同	同	七 福 久 (全和黒原6392)	同	同
11628358290	同	同	久 国 桜 (全和黒15763)	同	同
11600711068	同	同	福 福 桜 (全和20子山形黒 1600711068)	同	同
31906010001	豚	ランドレース種	ルーク ガッサン ヤマガタ 2 0004 (日豚L種L L06 -A000047)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚研究所
32106010001	同	同	ヤマガタ ルーク ヤマガタ 7 0003 (日豚L種L L06 -A000053)	同	同
32106010002	同	大ヨークシャー種	ユーロン ミヤボク ヤマガタ 2 0002 (日豚W種WW06 -A000025)	同	同

32206010001	同	同	ユーロン ミヤボ ク ヤマガタ 5 0003 (日豚W種WW 06-A000032)	同	同
31806010006	同	デュロック 種	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 6 0001 (日豚D種DD06 -A000170)	同	同
31906010005	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 3 0004 (日豚D種DD06 -A000190)	同	同
31906010006	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 3 0007 (日豚D種DD06 -A000191)	同	同
31906010007	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 5 0006 (日豚D種DD06 -A000192)	同	同
31906010008	同	同	ゼンノー ユメサ クラエース ヤマ ガタ 1 0004 (日豚D種DD06 -A000198)	同	同
32006010008	同	同	フューチャー ユ メサクラエース ヤマガタ 3 0004 (日豚D種DD06 -A000230)	同	同
32106010003	同	同	ユメサクラエース フューチャー ヤ マガタ 2 0002 (日豚D種DD06 -A000234)	同	同
32106010004	同	同	ユメサクラエース サリー ヤマガタ 4 0005 (日豚D種DD06 -A000240)	同	同

32106010005	同	同	ユメサクラエース サリー ヤマガタ 4 0006 (日豚D種D D06 -A000241)	同	同
32106010006	同	同	フューチャー ゼ ンノー ヤマガタ 3 0007 (日豚D種D D06 -A000244)	同	同
32206010002	同	同	ユメサクラエース フューチャー ヤ マガタ 4 0007 (日豚D種D D06 -A000268)	同	同
31706010006	同	バーク シャー種	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 3 0003 (日豚B種B B06 -A000032)	同	同
31806010008	同	同	キプリン オカ15 ヤマガタ 5 0003 (日豚B種B B06 -A000036)	同	同
31906010010	同	同	ラセツター オカ 15 ヤマガタ 1 0005 (日豚B種B B06 -A000040)	同	同
32006010009	同	同	ドイツシヤム キ プリン ヤマガタ 1 0003 (日豚B種B B06 -A000042)	同	同
32006010010	同	同	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 3 0004 (日豚B種B B06 -A000047)	同	同
32006010011	同	同	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 4 0002 (日豚B種B B06 -A000051)	同	同
32106010007	同	同	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 5 0002 (日豚B種B B06 -A000054)	同	同

32206010003	同	同	ドイツシヤム オカ15 ヤマガタ 60008 (日豚B種B B06-A000062)	同	同
32206010004	同	同	ラセツター オカ15 ヤマガタ 70005 (日豚B種B B06-A000065)	同	同
32206010005	同	同	ラセツター デイツシヤム ヤマガタ 1 0001 (日豚B種B B06-A000067)	同	同
32206010006	同	同	ラセツター デイツシヤム ヤマガタ 1 0003 (日豚B種B B06-A000069)	同	同

山形県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月29日から同年8月12日まで縦覧に供する。

令和4年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市表蔵王44番1から 同 18番2まで	旧	30.0メートル } 20.0	メートル 46
同 上	新	34.0メートル } 20.0	同 上

山形県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月29日から同年8月12日まで縦覧に供する。

令和4年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市表蔵王44番1から  
同 18番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年7月29日

**山形県告示第626号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年7月29日から同年8月12日まで縦覧に供する。

令和4年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯田川大山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市森片字前田242番から 同 342番まで	旧	13.8メートル } 8.5	メートル 238
同 上	新	16.7メートル } 11.8	同 上
同 上		15.0メートル } 8.5	メートル 246

**山形県告示第627号**

次の開発行為は、完了した。

令和4年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和4年3月28日 指令置総建第107号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
南陽市漆山字東寺町1206番18、1187番2、1301番1の一部、3934番の一部、1227番2、1229番、1228番3、1231番、1251番、1253番、1250番1、1254番の一部、1187番9、1206番22、1206番23、1206番3の一部、1187番2先道、1187番2先水
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東京都港区芝五丁目32番8号 青木株式会社

**公 告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業の許可を次のとおり取り消した。

令和4年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



取消しを受けた者の 商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	山形県知事 許可番号	取り消された建設業の種類	取消しの原因 となった事実	取消年月日
鶯 薄井組	薄 井 利 浩	上山市石堂2番17号	(般-28) 第102199号	とび・土工事業に関する一般建設業	廃止の届出	令和3.4.1
小林ダクト工業株式会社	小 林 美 恵 子	寒河江市大字日田字五反25番地の3	(般-28) 第200304号	土木事業、建築工事、とび・土工事業、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事及び解体工事に関する一般建設業	同	同
荒木建築	荒 木 正 義	寒河江市中央一丁目16番19号	(般-28) 第200359号	建築工事に関する一般建設業	同	4.2
河北道路有限公司	軽 部 勝 美	西村山郡河北町大字岩木988番地	(般-01) 第200397号	土木事業及び舗装工事に関する一般建設業	同	4.7
KAN建築	菅 一 夫	西置賜郡白鷹町大字山口3460番地	(般-28) 第600256号	建築工事に関する一般建設業	同	4.8
高橋工務所	高 橋 邦 雄	山形市城北町一丁目13番23号	(般-28) 第100521号	建築工事及び大工事業に関する一般建設業	同	4.13
株式会社ヤマニ商店	鷲 尾 百 合 子	南陽市郡山1059番地の9	(般-28) 第500488号	土木事業、とび・土工事業、管工事、舗装工事、板金工事、建具工事及び水道施設工事に関する一般建設業	同	同
石井ハウス株式会社	石 井 充	酒田市東大町三丁目27番地10	(般-29) 第700700号	建築工事、大工事業、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事及び内装仕上工事に関する一般建設業	同	4.14
株式会社興起工業	高 橋 晋	長井市九野本419番地3	(般-1) 第600564号	解体工事に関する一般建設業	同	4.15
有限会社矢口設備	矢 口 弥 一 郎	西村山郡河北町谷地己116番地の1号乙地	(般-28) 第200471号	管工事に関する一般建設業	同	4.18
ハンス工業	齋 藤 広 人	南陽市池黒1321番地	(般-28) 第501117号	土木事業、建築工事、とび・土工事業、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事及び水道施設工事に関する一般建設業	同	4.20
北産興業株式会社	小 松 裕 之	山形市大字十文字天神東2011番地	(般-28) 第100512号	内装仕上工事に関する一般建設業	同	4.21

庄司組	庄司 紀子	山形市東青田四丁目8番19号	(般-2) 第102171号	鋼構造工事業に関する一般建設業	同	同
株式会社佐藤建設	佐藤 智美	米沢市笹野町2301番地の3	(般-1) 第501084号	土木事業、舗装工事業及び解体工事業に関する一般建設業	同	同 4.26
菊池保温	菊池 浩幸	酒田市豊里字大割24番地の16	(般-2) 第701981号	熱絶縁工事業に関する一般建設業	同	同 4.27
建築難波	難波 俊勝	鶴岡市岡山字六供31番11号	(般-29) 第701546号	建築工事業に関する一般建設業	同	同
有限会社ヤマシタ総建	山下 俊夫	天童市乱川三丁目11番41号	(般-28) 第101548号	土木事業、建築工事業、大工工事業、石工事業、鋼構造工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業	同	同 5.6
矢口工業	矢口 久吉	山形市青田五丁目14番6号	(般-1) 第102327号	とび・土工工事業及び塗装工事業に関する一般建設業	同	同 5.10
高橋建築	高橋 善夫	南陽市宮内2725番地	(般-1) 第500647号	建築工事業に関する一般建設業	同	同
有限会社最上重機	石山 義雄	新庄市中道町6番地2	(般-29) 第400347号	土木工事業に関する一般建設業	同	同 5.13
協立工業	伊藤 博幸	村山市駅西2番地8号	(般-28) 第300809号	板金工事業に関する一般建設業	同	同 5.14
株式会社三和	庄司 幸治	山形市五十鈴一丁目2番3号	(般-1) 第102157号	建築工事業に関する一般建設業	同	同 5.17
けんちくものづくり工房	嶋 貫寛	長井市台町7番6号の1	(般-2) 第600541号	建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業	同	同 5.21
株式会社山形一進社	菊地 武	山形市あずま町2番2号	(般-29) 第100402号	土木工事業及び舗装工事業に関する一般建設業	同	同 5.25
平建築	佐藤 平	東田川郡庄内町平岡字平岡25番地	(般-29) 第700996号	土木事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同 5.27
有限会社美創	安部 英昭	山形市南栄町二丁目18番1号	(般-30) 第101237号	建築工事業に関する一般建設業	同	同 6.9

有限会社三州塗建	佐藤正	酒田市緑町2番46号	(般-2) 第701201号	塗装工事に関する一般建設業	同	同	6.14
有限会社星輪	星川廣哉	最上郡金山町大字金山字上河原2109番地31	(般-30) 第400637号	大工事業、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事及び内装仕上工事に関する一般建設業	同	同	6.16
有限会社宮原組	宮原久志	鶴岡市大塚町6番5-14号	(般-1) 第700965号	とび・土工事業に関する一般建設業	同	同	同
株式会社石のこばやし	小林勝美	鶴岡市羽黒町戸野字祝儀田35番地の1	(般-1) 第701015号	土木事業に関する一般建設業	同	同	同
株式会社F・Dサポートヒグマ	熊沢儀行	東根市本丸北一丁目5番18号	(般-30) 第300784号	土木事業、建築工事、大工事業、石工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事業、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、内装仕上工事、造園工事、水道施設工事及び解体工事に関する一般建設業	同	同	6.21
株式会社上東建設	堀川泰之	上山市石堂5番1号	(特-28) 第100366号	土木事業、とび・土工事業、鋼構造物工事、舗装工事、水道施設工事及び解体工事に関する特定建設業	同	同	6.24
武田鉄工株式会社	木村郁男	山形市北町三丁目7番64号	(特-28) 第100925号	建築工事、大工事業、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事及び内装仕上工事に関する特定建設業	同	同	同
有限会社アーク	鈴木章	米沢市中央五丁目2番8号	(般-30) 第501159号	土木事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事及び解体工事に関する一般建設業	同	同	6.29
株式会社エルデック	佐藤清	酒田市松美町3番70号	(般-30) 第700393号	造園工事に関する一般建設業	同	同	7.1
ジークライト株式会社	吉田徹	米沢市大字板谷315番地	(特-29) 第500971号	土木事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事及び水道施設工事に関する特定建設業	同	同	同

株式会社アスカ	荻野好武	東根市大字羽入字柏原新林3008番4号	(般-29)第300321号	建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	7.6
須貝設備工業株式会社	須貝智和	西置賜郡白鷹町大字十王2480番地	(般-3)第600110号	解体工事業に関する一般建設業	同	同	7.8
有限会社共生	工藤学	山形市くぬぎざわ西1番地2号	(般-28)第101131号	とび・土工工事業に関する一般建設業	同	同	同
株式会社シマヒロ	井苅孝宏	天童市中里六丁目9番地38号1	(特-29)第102229号	解体工事業に関する特定建設業	同	同	7.15
株式会社Yamak i 総業	四釜喜一	東置賜郡川西町大字西大塚1354番地4	(般-28)第501119号	解体工事業に関する一般建設業	同	同	同
有限会社ヨシダ設備	吉田昌幸	上山市金生三丁目4番地21号	(般-28)第101566号	大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業	同	同	7.26
星川設備工業株式会社	星川智枝	東田川郡庄内町狩川字内北割41番地の1	(般-2)第700894号	消防施設工事業に関する一般建設業	同	同	7.27
伊藤建築工房	伊藤直矢	鶴岡市熊出字日鏡69番地2号	(般-29)第700494号	建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業	同	同	7.28
サカタ理化学株式会社	佐々木一	鶴岡市余慶町6番38号	(般-1)第701645号	内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	同
小林ダクト工業株式会社	小林美恵子	寒河江市大字日田字五反25番地の3	(般-28)第200304号	電気工事業に関する一般建設業	同	同	7.29
有限会社鈴木製作所	鈴木秀幸	米沢市大字花沢371番地の11	(般-28)第500483号	建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業	同	同	8.4
株式会社タルイシ	細谷長義	山形市江俣二丁目12番地15号	(般-28)第101280号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	8.5
株式会社ニューライン	竹田英一郎	米沢市窪田町窪田876番地	(般-28)第500875号	石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	同
イズミ電気工業株式会社	中鉢徹	酒田市栄町15番8号	(般-2)第700536号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業	同	同	8.10

Sメディアカルシールド株式会社	黒田吉之	山形市東山形二丁目13番5号	(特-28) 第102011号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業	同	同
鈴木建設	鈴木光治	山形市船町142番地	(般-1) 第101928号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同
株式会社新和	小名明	酒田市本楯字嶋三郎94番地の1	(般-28) 第700055号	大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	8.24
株式会社置賜総合開発	飛田洋志	米沢市万世町片子5794番地1	(特-2) 第500210号	建築工事業、管工事業及び造園工事業に関する特定建設業	同	8.25
株式会社軽部組	軽部孝	村山市大字湯野沢2926番2号	(般-2) 第300109号	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	8.26
最上塗装工	佐藤国夫	最上郡戸沢村大字津谷1791番地5	(般-28) 第400306号	土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業	同	8.31
森下工務店	森下寿明	最上郡最上町大字向町831番地19	(般-29) 第400821号	大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業	同	同
小野寺建設株式会社	小野寺美千子	鶴岡市大西町25番48号	(特-2) 第700301号	建築工事業に関する特定建設業	同	9.2
有限会社荒木園芸	荒木美和子	東田川郡庄内町赤淵新田字藤原台41番地	(般-29) 第700598号	土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業	同	9.8
有限会社伊藤土建	伊藤松雄	村山市大字稲下1674番2号	(般-30) 第300546号	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	9.13
株式会社ナガオカ通信	長岡勇	寒河江市元町二丁目18番地の18	(般-30) 第200746号	電気通信工事業に関する一般建設業	同	9.16
清新	佐竹勇司	鶴岡市宝田二丁目2番25-5号	(般-2) 第701993号	内装仕上工事業に関する一般建設業	同	9.22
瀧口建築	滝口正	天童市窪野目165番地の3	(般-2) 第101759号	大工工事業に関する一般建設業	同	同
有限会社カタペン	近藤善浩	東置賜郡川西町大字上小松1119番地15	(般-28) 第500402号	塗装工事業に関する一般建設業	同	9.27

株式会社小座間工業	小座間 弘 英	東村山郡山辺町大字山辺2965番地3	(般-29)第102206号	解体工事業に関する一般建設業	同	同	10.11
第一建設工業	矢 作 清	山形市東青田四丁目4番8号	(般-30)第101879号	とび・土工工事業に関する一般建設業	同	同	10.12
堀川土建株式会社	堀 川 真 宏	上山市矢来四丁目15番7号	(特-3)第101534号	造園工事業に関する特定建設業	同	同	同
侑和建設株式会社	田 斎 和 久	南陽市蒲生田751番地の3	(般-28)第501120号	解体工事業に関する一般建設業	同	同	同
有限会社シノン塗装	齋 藤 登 貴 雄	酒田市東町一丁目3番地の14	(般-29)第700783号	塗装工事業に関する一般建設業	同	同	10.13
有限会社サクラ電工	櫻 井 徹	山形市大字漆山24番地	(般-28)第102224号	電気工事業に関する一般建設業	同	同	10.14
共立株式会社	菅 生 勝 則	山形市蔵王松ヶ丘一丁目1番12	(般-1)第102113号	機械器具設置工事業に関する一般建設業	同	同	10.15
ペイントワークミズミ	水 見 江 一	米沢市中田町1878番地の8	(般-2)第501193号	塗装工事業に関する一般建設業	同	同	同
矢口興業株式会社	近 藤 孝 志	新庄市十日町2760番地の9	(般-30)第400024号	解体工事業に関する一般建設業	同	同	10.19
東北造園工業株式会社	結 城 藤 四 郎	山形市大字漆山369番地	(特-2)第100804号	建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業	同	同	10.22
有限会社ワタナベ工務店	齋 藤 功	酒田市土淵字新田町43番地の1	(般-29)第700711号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	10.26
星川工業有限公司	菅 原 市 子	鶴岡市馬渡字道西225番地	(般-2)第701826号	土木工事業に関する一般建設業	同	同	同
志田建設株式会社	志 田 正 一	酒田市竹田字猿田21番地の1	(般-28)第700059号	管工事業及び造園工事業に関する一般建設業	同	同	同
佐藤建設工業株式会社	佐 藤 順 一	寒河江市大字寒河江字月越23番地の1	(特-02)第200103号	管工事業に関する特定建設業	同	同	同

株式会社環境管理センター	小林 秀樹	鶴岡市宝田三丁目16番20号	(般-30) 第701582号	土木工事業、とび・土工工事業、石工工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	11. 2
サンホーム	栗田 良明	新庄市末広町14番28号	(般-28) 第400812号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	11. 8
高橋栄一建築	高橋 栄一	南陽市宮内375番地16	(般-28) 第500532号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	同
菖蒲建設	菖蒲 忠雄	寒河江市大字白岩1946番地	(般-29) 第200023号	屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	11. 12
高砂水道有限公司	齋藤 修一	酒田市高砂一丁目3番12号	(般-28) 第701069号	消防施設工事業に関する一般建設業	同	同	11. 15
有限公司エスアールテナー	小松 勇	山形市南館西16番地1	(般-2) 第101791号	とび・土工工事業に関する一般建設業	同	同	同
有限公司菅野ジュエター	菅野 安夫	寒河江市字中河原144番地の3	(般-29) 第200210号	内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	11. 16
株式会社相互設備	高橋 芳雄	天童市長岡北三丁目4番地18号	(特-28) 第101407号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業	同	同	11. 17
遠藤建設株式会社	遠藤 博良	西村山郡西川町大字間沢114番地5	(般-28) 第200027号	造園工事業に関する一般建設業	同	同	11. 25
株式会社城西電工	岩田 雄治	山形市飯塚町436番地1	(般-2) 第100680号	機械器具設置工事業に関する一般建設業	同	同	11. 26
株式会社社長岡電気工業	長岡 繁	天童市中里五丁目1番20号	(特-1) 第101246号	電気工事業に関する特定建設業	同	同	12. 2
第一相互物産株式会社	伊藤 正人	寒河江市字中河原83番地	(般-28) 第200208号	鋼構造物工事業に関する一般建設業	同	同	12. 8
株式会社高橋工務店	高橋 吉彦	西置賜郡飯豊町大字高峰3255番地	(特-3) 第600087号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業	同	同	12. 22

有限会社エッグカクンパニー	伊藤 雄	酒田市坂野辺新田字葉萱21番地の7	(般-1) 第702079号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	12.23
有限会社ペンテック	佐藤 功	山形市相生町5番10号	(般-2) 第102191号	大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	同
阿部工業	阿部 茂 太	北村山郡大石田町大字横山487番1号	(般-28) 第300181号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	12.24
有限会社丸石建設	大河原 英 昭	米沢市塩井町塩野2013番地	(般-2) 第500863号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	令和4. 1.11	
株式会社くまケン	熊坂 功	山形市飯田二丁目3番3号	(般-2) 第102179号	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業	同	同	1.12
白山建設有限公司	菖蒲 盛 一	山形市白山二丁目7番23号	(般-3) 第101401号	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	同
株式会社K-WORK	木村 勇 介	鶴岡市栢屋字谷地83番地1	(般-30) 第701944号	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び解体工事業に関する一般建設業	同	同	1.13
彗田建築	彗田 昌 城	東村山郡中山町大字長崎4535番地	(般-30) 第102283号	建築工事業、大工工事業及び解体工事業に関する一般建設業	同	同	1.14
卯月不動産開発株式会社	卯月 誠 治	寒河江市中央一丁目8番51号	(般-29) 第200613号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	1.17
タケダ住販	竹田 憲 一	長井市中道一丁目2番35号	(般-2) 第600540号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	1.18
小杉建築	小杉 宏 治	東置賜郡川西町大字下平柳1943	(般-28) 第500471号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	1.21



株式会社清野組	清野泰助	西村山郡朝日町大字和合1152番地	(般-02)第200528号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	1.24
高山建築	高山裕一	最上郡戸沢村大字名高1593番地1	(般-29)第400588号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	1.25
佐藤工務店	佐藤洋一	最上郡戸沢村大字津谷1649番地4	(般-29)第400164号	土木工事業、建築工事業、大土工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	同
有限会社老匠工務店	吉田一也	東根市大字東根乙2085番2号	(般-28)第300807号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	1.27
有限会社小林興業	小林昭一	長井市成田2039番地	(般-3)第600206号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業	同	同	同
長沼電気工事株式会社	長沼清	山形市青田南6番26号	(般-3)第100216号	電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業	同	同	1.31
株式会社近江建設	新保一広	山形市馬見ヶ崎二丁目7番40号	(般-1)第100024号	左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業	同	同	同
株式会社太陽警備保障	神崎祐子	山形市青田五丁目13番7号	(般-3)第102200号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に関する一般建設業	同	同	2.17
株式会社喜助	尾形和夫	長井市屋城町4番45号	(般-3)第600207号	管工事業に関する一般建設業	同	同	2.21
株式会社オオハネ	大山公	尾花沢市新町四丁目3番70号	(般-3)第300743号	土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業	同	同	3.1
大建工務所	佐藤勝治	天童市交り江四丁目7番17号	(般-28)第101119号	建築工事業に関する一般建設業	同	同	3.9

株式会社鶴電工業	百目木 聡	酒田市広栄町二丁目1番地の3	(般-29)第700070号	電気通信工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業	同	同	3.10
有限会社豊興業	柿崎 裕介	新庄市大字鳥越1498番地の31	(般-2)第400028号	土木工事業に関する一般建設業	同	同	3.14
A r q Home	木村 英明	上山市二日町6番30号	(般-29)第600555号	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、電気工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	同
株式会社K G I	金子 輝己	長井市五十川5959番地1	(般-3)第600494号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業及び解体工事業に関する一般建設業	同	同	3.17
太陽設備工業	高橋 義典	南陽市萩生田1321	(般-29)第500434号	土木工事業、電気工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業	同	同	3.22
株式会社アフティク	菅 翼	最上郡最上町大字法田363番地	(般-2)第400591号	解体工事業に関する一般建設業	同	同	3.23
株式会社ティデイイー	園部 孝男	酒田市京田二丁目53番地の5	(特-1)第700644号	機械器具設置工事業に関する特定建設業	同	同	3.28
株式会社羽柴	羽柴 慎一	東根市若木一条通り40番	(般-29)第102033号	大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業	同	同	3.29

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和4年度における山形県の特定役務（建設工事に限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和5年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に鋼構造物工事の資格を有する者として登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和4年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調達する特定役務の種類

鋼構造物工事

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において、随時に提出することができる。

4 申請の方法

(1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に建設工事等入札参加資格審査基準別表第1に掲げる知事が必要と認める書類を添付して、契約担当者に提出すること。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

なお、(2)に定める書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

- (1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めたときは、資格者名簿に登載する。
- (2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から令和5年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第2項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和4年度（債務負担行為工事）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁更新）一般県道余目松山線庄内橋桁製作架設工事の調達について、一般競争入札（標準型総合評価落札方式）を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札書の受付期間、開札の場所及び開札の日時等

- (1) 入札書の受付期間 令和4年10月21日（金）から同月25日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- (2) 入札書の受付時間 午前8時30分から午後8時（入札書の受付期間の最終日にあつては、午後4時）まで
- (3) 書面による入札
  - イ 入札に参加を希望する者で電子入札システムによる入札により難しいものは、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。
  - ロ 書面による入札を行う者は、入札書を令和4年10月25日（火）午後4時まで（郵送の場合はこの時間まで必着すること。）に山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部道路整備課橋梁・舗装担当に提出すること。
- (4) 開札の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
- (5) 開札の日時 令和4年10月26日（水）午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称 令和4年度（債務負担行為工事）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁更新）一般県道余目松山線庄内橋桁製作架設工事（以下「対象工事」という。）
- (2) 工事の場所 東田川郡庄内町提興屋外地内
- (3) 工事の概要 橋長 465.4メートル、桁製作・架設工 2,007.6トン、支承工 24基
- (4) 工期 令和8年3月31日（火）まで
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) その他 この入札は、入札時に価格（入札書に記載された金額をいう。以下同じ。）と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価落札方式により行う。詳細は、この公告及び入札説明書のほか、総合評価落札方式運用ガイドライン（令和4年7月 山形県県土整備部）及び山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱によるものとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和4年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年7月29日付け県公報第325号）により公示された資格を有する者2者、3者又は4者で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること。
- (2) 特定共同企業体の構成員は、共同連帯して共同施工方式により対象工事を完成させるものであること。
- (3) 特定共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。
  - イ 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。
  - ロ 出資比率は、2者の場合にあつては30パーセント以上、3者の場合にあつては20パーセント以上、4者の場合にあつては15パーセント以上であること。
  - ハ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
  - ニ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に鋼構造物工事の資格者として登載されていること。
  - ホ 対象工事の入札において、他の特定共同企業体の構成員になっていないこと。
  - ヘ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
  - ト 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - チ 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第11号イからトまでのいずれにも該当しないこと。
  - リ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更正手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。
- (4) 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。
- ロ 平成19年4月以降に完成し、引き渡し完了した道路橋（B活荷重以上であるものに限る。ハ(ハ)において同じ。）のうち、最大支間長55メートル以上の鋼連続箱桁橋の製作及び送り出し工法による架設を含む工事（当該工事が日本国内における工事で工事成績評定点が通知されているものである場合にあつては、評定点が65点以上のものに限る。）を元請（共同企業体（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。
- ハ 工場製作時において、次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できるとともに、現場代理人を配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、兼務できる（10の(5)に該当する場合を除く。）。
- (イ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (ロ) 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
- (ハ) 平成19年4月以降に完成し、引き渡し完了した道路橋のうち、最大支間長55メートル以上の鋼連続箱桁橋の製作及び送り出し工法による架設を含む工事（当該工事が日本国内における工事で工事成績評定点が通知されているものである場合にあつては、評定点が70点以上のものに限る。）において、主任技術者又は監理技術者であった者であること。
- ニ 現場架設時において、次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、兼務できる（10の(5)に該当する場合を除く。）。また、ハに掲げる主任技術者又は監理技術者と同一の者の配置を認める。
- (イ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (ロ) 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
- (ハ) ハ(ハ)に掲げる工事において、主任技術者又は監理技術者であった者であること。
- ホ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る経営規模等審査の基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、鋼構造物工事について、1,250点以上であること。
- (5) 特定共同企業体の代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 平成19年4月以降に完成し、引き渡し完了した道路橋（A活荷重以上であるものに限る。仮設橋を除く。ロ(ハ)において同じ。）のうち、鋼橋の製作又は架設を含む工事（当該工事が日本国内における工事で工事成績評定点が通知されているものである場合にあつては、評定点が65点以上のものに限る。）を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。
- ロ 工場製作時において、次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できること。
- (イ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (ロ) 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
- (ハ) 平成19年4月以降に完成し、引き渡し完了した道路橋のうち、鋼橋の製作又は架設を含む工事（当該工事が日本国内における工事で工事成績評定点が通知されているものである場合にあつては、評定点が70点以上のものに限る。）において、主任技術者又は監理技術者であった者であること。
- ハ 現場架設時において、次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、ロに掲げる主任技術者又は監理技術者と同一の者の配置を認める。
- (イ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (ロ) 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
- (ハ) ロ(ハ)に掲げる工事において、主任技術者又は監理技術者であった者であること。
- (6) 特定共同企業体の構成員のいずれかが、技術士（建設部門）又はこれと同等以上の資格を有する設計照査技術者を対象工事に配置できること。ただし、当該設計照査技術者は、対象工事の主任技術者又は監理技術者と

兼務してはならない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価を行う事由

本橋は、橋長465.4メートルの長大橋であり、補修時には大規模な仮設が必要となること等により多額の費用を要するため、工場製作時及び現場作業時において部材の耐久性の向上等、高い品質管理を求めることで、今後のランニングコストの低減を図る。特に溶接部は重要な箇所の一つであり、溶接品質の向上が本橋の長寿命化につながるものと考えられる。

また、本橋は、積雪寒冷地に架設されるために冬期には凍結抑制剤が散布されることに加え、海岸線から約13キロメートルと沿岸部に近いこと等、飛来塩分が多いこと等、厳しい環境下におかれる橋梁である。鋼橋の損傷のうち、最も多いものが腐食によるものであるため、本橋が置かれる環境下では、特に塗装品質の向上が本橋の長寿命化につながるものと考えられる。

さらに、対象工事のうち架設工事は、積雪寒冷地における河川内での工事であり、非出水期間（10月から翌年の3月までの期間をいう。以下同じ。）内での冬期施工を予定している。冬期間は、庄内地域特有の強い季節風の影響により最上川に沿った横風が吹き、強風、凍結等厳しい現場条件下での施工を余儀なくされるため、架設工事における安全管理が重要な要素となる。

加えて、庄内地域特有の強風及び降雪により施工不能日数が多くなることが予想されることから、非出水期間内での確実な架設完了のため、工程管理が非常に重要な要素となる。

以上のことから、これらの技術的課題に対する提案を求め、その提案内容と価格とを総合的に評価するものである。

(2) 総合評価の方法

イ 技術提案に関する評価

(イ) 評価項目

評価項目は次の表の左欄に掲げる項目とし、標準案と異なる施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を、中欄に掲げる提案項目ごとに求めるものとする。

評価項目	提案項目（提案項目ごとの基本点）	配点	加算点
(1) 工場製作時及び現場作業時における配慮	(1-1) 溶接部の耐久性向上策（6.0点） ① 施工方法の工夫 ② 品質管理の工夫 (1-2) 塗装品質の向上策（10.0点） ① 工場塗装の工夫 ② 現場塗装の工夫	16.0	(ハ)の評価基準による。
(2) 現場架設時における配慮	(2-1) 架設時の安全対策（6.0点） (2-2) 架設時の工程計画（10.0点）	16.0	

(ロ) 要求要件

技術提案については、次に掲げる最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）を満たすものであること。

- a 関係法令を遵守すること。
- b 設計図書、山形県県土整備部制定土木工事共通仕様書並びに公益社団法人日本道路協会制定道路橋示方書・同解説及び鋼道路橋施工便覧を満たしており、その施工計画が具体的に示されていること。

(ハ) 評価基準

- a 標準点  
(ロ)の要求要件の全てを満たしている者に、標準点100点を与える。
- b 加算点  
イ(イ)の提案項目の(1-1)から(2-2)までごとに評価を行い、加算点（最大32点）を与える。なお技術提案に関する評価方法は、入札説明書による。

ロ 評価値の算出方式

入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係るイ(ハ) a の標準点（100点）、イ(ハ) b の加算点（最大32点）及び品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価した点（以下「品質等確実点」と

いう。) (15点) の合計を、当該入札者の入札価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値 (ただし、10の(4)により山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱 (以下「低入札調査要綱」という。) の規定による低入札価格調査制度を適用することにより、入札価格が低入札調査要綱第2条に規定する調査基準価格 (以下「調査基準価格」という。) を下回った場合は、品質等確実点を0点とし、標準点及び加算点の合計を調査基準価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値とする。以下「評価値」という。) をもって行う。

(3) 入札参加資格の欠格

技術提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

(4) 落札者の決定の方法

次に掲げる要件を全て満たす者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

イ 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。

ロ 技術提案について、要求要件の全てを満たしていること。

ハ 評価値が、基準評価値 (標準点を予定価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値をいう。) を下回らないこと。

5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部道路整備課橋梁・舗装担当 電話番号023(630)2594

(2) 入札説明書の交付場所等 山形県県土整備部道路整備課橋梁・舗装担当で交付するほか山形県電子閲覧システムからもダウンロードできる。

6 入札参加資格の確認等

(1) 入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を、(2)に掲げる期間内に電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による提出の場合は、5に掲げる場所に持参又は郵送するものとする。

イ 申請書

ロ 3の(4)ホに係る総合評定値通知書の写し

ハ 3の(4)ロ及び3の(5)イに係る施工実績を証する書類

ニ 対象工事に配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類

ホ 特定共同企業体の協定書の写し

へ 特定共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し

ト 技術提案書 (VE提案書)

(2) (1)に掲げる書類は、次に掲げる期間に受け付ける。

イ 受付期間 令和4年7月29日 (金) から同年8月29日 (月) まで (県の休日を除く。)

ロ 受付時間 午前8時30分から午後8時まで (受付期間の最終日にあつては、午後4時まで (郵送の場合は、この時刻までに5に掲げる場所に到達すること。) とする。なお、持参による場合は、県の休日を除いた、午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く。) の間に提出すること。)

(3) 入札参加資格の確認結果及び技術提案書の採否は、申請者に通知する。

(4) 競争入札参加資格者名簿 (有効期間が令和5年3月31日までのものに限る。) に鋼構造物工事の資格を有する者として登載されていない者は、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書 (建設工事) を(2)に掲げる期間内に5に掲げる場所に持参又は郵送するものとする。

7 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金等 建設工事請負契約約款第4条による保証 (保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額) とする。) を付すこと。

8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

9 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(2) 3の(3)ニに掲げる要件を満たさない者も6の(1)に掲げる書類を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の前までに当該要件を満たしていなければならない。

- (3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。
- (4) この入札は、低入札調査要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (5) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 対象工事における現場代理人は、別件工事の現場代理人との兼務を認めない。
- (8) 本件は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）の規定により、県議会の議決に付さなければならない工事であるため、県議会の議決を経た後に本契約を締結する。ただし、本件の落札決定後、県議会の議決を経るまでの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合については、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。
- (9) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。
- (10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (11) 詳細については入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Construction of the Shonai Bridge Girder in the Amarume Matsuyama Prefectural Road
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. August 29, 2022
- (3) Time-limit for tender: 4:00 P.M. October 25, 2022
- (4) Contact point for the notice: Road Construction Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2594

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営小出アパ ート2号	長井市台町3- 2	3DK	58.0	1	一般用	14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同	同	同	58.0	2	同	14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800		
同 成田アパ ート	同 成田3102 -3	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900		
同	同	4DK	71.5	1	同	18,000	20,800	23,800	26,800	30,700	35,400		
同 白鷹アパ ート	西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	3DK	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800		単身可
同	同	同	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800		
同 あらとアパ ート1号	同 725 -1	同	74.4	1	同	23,700	27,400	31,300	35,300	40,400	46,600		
同 2号	同	同	77.9	1	同	25,000	28,800	32,900	37,200	42,500	49,000		
同 飯豊アパ ート	同 飯豊 町大字萩生3893 -3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300		単身可
同	同	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300		

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年8月4日から同月10日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和4年8月10日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

## 5 入居の時期 令和4年10月上旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年7月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立図書館情報システム再構築に係る開発及び運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県教育庁生涯教育・学習振興課図書館活性化担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2831
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年6月21日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
山形県立図書館情報システム開発運用共同企業体 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 129,800,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年7月29日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
新庄病院改築整備 放射線部門システム更新等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営相談情報企画係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和4年5月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北医療機器株式会社 山形市蔵王成沢422番地の2
- 5 落札金額 227,672,280円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和4年4月15日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年7月29日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
新庄病院改築整備 共通基盤構築等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立新庄病院医事経営相談課情報企画係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525

- 3 落札者を決定した日 令和4年5月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本アバカス株式会社 山形市十日町四丁目3番31号
- 5 落札金額 71,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和4年4月15日